

# 公 告

八掲示第1号

## 熊本空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、熊本空港における外国往来機と陸地との交通場所等を下記のとおり指定し、令和6年10月1日より適用することとする。

なお、本指定の発出に伴い、「熊本空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する件（令和5年3月8日公示）」は廃止する。

令和6年9月20日

八代税関支署長 下田 義文

### 記

#### 1 外国往来機と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
熊本空港	<p>(出 国) 熊本空港旅客ターミナルビル3階税関出国検査場、出国審査ブース、出国待合所を通りオーバーブリッジを経てスポットNo. 5、No. 6、No. 7に駐機する外国往来機に至る通路</p> <p>(入 国) スポットNo. 5、No. 6、No. 7に駐機する外国往来機から熊本空港旅客ターミナルビルオーバーブリッジを通り入国審査ブースを経て1階税関旅具検査場に至る通路</p> <p>熊本空港旅客ターミナルビル1階の ①エアラインランプサイド事務室1, 2, 3横のエプロン側出入口 ②リ杰クト室脇のエプロン側出入口 ③エアラインランプサイド事務室4横のエプロン側出入口 ④国内線手荷物受取所内のエプロン側出入口 ⑤国際線手荷物受取所内のエプロン側出入口 から、スポットNo. 5、No. 6、No. 7に駐機する外国往来機に至る通路</p>	熊本県上益城郡益城町 熊本空港内	<p>出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が通行する場合に限る。</p> <p>貨物、機用品及び携帯品の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p>

#### 2 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
熊本空港	スポットNo. 5、No. 6、No. 7	熊本県上益城郡益城町 熊本空港内	